

1. 件名：日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用施設等の使用前確認に関する面談

2. 日時：令和4年8月22日（月） 13時30分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、宮本検査技術専門職、

清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

保安管理部 品質保証課 担当者他1名

臨界ホット試験技術部 ホット材料試験課 課長他1名

臨界ホット試験技術部 BECKY 技術課 マネージャー他1名

安全・核セキュリティ統括部

安全管理部 施設保安管理課 担当者他1名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、廃棄物安全試験施設(WASTE F)の設備撤去及びバックエンド研究施設における放射能測定装置の追加に係る使用前確認について、資料に基づき以下のとおり説明を受けた。

- ・廃棄物安全試験施設(WASTE F)のNo.3セルに設置されている、切断機、照射腐食試験装置及び応力腐食割れ試験装置を撤去することを計画している。工事が発生するため使用前検査は実施するが、これらの設備撤去により、当該セルの閉じ込め機能への影響はなく、核燃料物質の使用等に関する規則（以下「規則」という。）第2条の6第1項第5号の保全上支障のない変更該当し、使用前確認を要しない場合と考えている。
- ・バックエンド研究施設の実験室(Ⅲ)に、放射能測定装置を追加する。使用施設等の技術基準に関する規則への適合については、第12条「火災等による損傷の防止」について確認を行う。

○原子力規制庁から以下のコメントを伝えた。

- ・廃棄物安全試験施設(WASTE F)の設備撤去については、原子力機構の考えのとおり、使用前確認は要しない。

- ・バックエンド研究施設における放射能測定装置の追加については、規則第2条の6第1項各号の使用前確認を要しない場合に該当しないため、使用前確認を行う。

○原子力機構から了解した旨の回答があった。

## 6. その他

資料1：廃棄物安全試験施設(WASTE-F)のNo. 3セルに設置されている装置の撤去について

資料2：バックエンド研究施設の放射能測定装置について

以上